令和元年６月号② vol.28

社会保険労務士事務所

労務アシスト通信

連絡先：〒252-0206
相模原市中央区淵野辺 3-15-1-3F
電　話：042-704-9860　FAX：042-704-9861
メール：main@roumu-assist.com
H　P：https://roumu-assist.com/

外国人労働者が感じた「働きにくさ」の理由～マイナビ「在日外国人へのアルバイト意識調査」

在日外国人の日本におけるアルバイトに対する意識を明らかにすることを目的とした調査が行われています（「在日外国人へのアルバイト意識調査」株式会社マイナビ）。

今後、これまで以上に外国人労働者の増加が見込まれるなかで、外国人労働者はどのようなことに不安や大変さを感じているのかなどの実態を知ることは、企業にとっても押さえておくべきことと思われます。以下、調査結果を見ていきます。

◆アルバイトを探す際に大変だと思うことは

「外国人が勤務可能な求人が少ない、又は限られている」が最も高く（40.1%）、次いで「日本語での履歴書等、書類の準備」（27.9%）、「求められる日本語レベルが高すぎる（日本人と同等など）」（26.5%）、「就労に必要なビザ取得などの手続き」（23.1%）、「求人情報が日本語でわかりづらい」（20.4%）、「面接時のマナー（５分前行動や、服装等）」（20.1%）、「労働条件が分かりづらい」（14.3%）、「アルバイトの探し方が分からない」（4.8%）などの声が上がっています。アルバイト探しに利用するものとしては、「インターネットの求人サイト」が最も高く（79.6%）、次いで、「知人からの紹介」（40.8%）、「求人アプリ」（37.8%）となっています。

◆日本で働く際の不安要素は？

「自分の日本語能力」（56.1%）が最も高く、次いで「職場の人間関係」（40.8%）、「外国人だからという理由で不当な待遇や扱いをされないか」（40.1%）、「仕事は難しくないか」（32.3%）、「文化や生活習慣の違いを互いに受入れることが出来るか」（31.0%）となっています。上位３つについては、「実際に働き始めて不安が的中したこと」と同じ結果となっています。

◆働きやすさの理由と働きにくさの理由

働きやすさの理由としては、「希望通りの勤務時間で働ける」（31.5%）、「立地が便利である」（29.7%）、「仕事が楽しい」（29.2%）、「仕事がらく」（28.8%）、「職場の人間関係が良い」（26.9%）、「職場の設備環境が良い、清潔である」（26.9%）、「時給（日給）に満足している」（26.5%）となっています。

一方、働きにくさの理由としては、「仕事内容が過酷」（36.0%）、「職場の人間関係が悪い」（26.7%）、「時給（日給）に満足していない」（20.0%）、「異文化への理解がない」（20.0%）、「希望より勤務時間が増やされる」（18.7%）、「外国人向けの教育、研修をしてくれない」（17.3%）が続いています。他にも、「日本人以外の人が非常に少ない」（13.3%）、「日本語を学ぶ環境がない」（12.0%）がありました。アルバイトをしていてストレスを感じるときについて、「職場の人とコミュニケーションがうまくとれないとき」「外国人に対する偏見を感じたとき」（いずれも 29.6%で最も高い）を挙げています。

【マイナビ「在日外国人へのアルバイト意識調査」】
https://nalevi.mynavi.jp/download/5943/

就職氷河期世代、ひきこもりの就業支援策

◆３年間で 30 万人を正規雇用に

政府は、６月下旬に閣議決定される「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」の原案に、30 代半ばから 40 代半ばの就職氷河期世代を対象とした支援プログラムを設け、今後３年間で正規雇用者を 30 万人増やす数値目標を掲げることを盛り込みました。

支援プログラムは、バブル崩壊後の 1993～2004 年頃に大学や高校を卒業したいわゆる就職氷河期世代の非正規雇用者（少なくとも 50 万人）や、ひきこもり状態にある人を含めた約 100 万人を対象とし、これらの人たちの実態やニーズを明らかにし、必要な人に支援が届く体制を構築することを目指すとしています。

◆具体的な施策は？

骨太の方針の原案に盛り込まれた支援プログラムの具体的な施策としては、厚労省が５月にまとめた「就職氷河期世代活躍支援プラン」に、以下のような項目が掲げられています。

・人材紹介会社が教育訓練や職場実習等を行い、正規雇用につなげる事業の創設
・ハローワークに専門窓口を設置し、担当者によるチーム支援を実施
・建設業や運輸業等の業界団体を通じて短期間で資格等が習得できる訓練コースを創設
・「特定求職者雇用開発助成金（安定雇用実現コース）」の活用促進

◆地域ごとのプラットフォームの形成・活用

同プランでは、就職氷河期世代等の対象者の就職・社会参加を実現するために、自立相談支援機関や地域若者サポートステーション、ハローワーク、経済団体、ひきこもり家族会等が市町村レベルのプラットフォームを整備していき、支援の輪を広げていくとしています。また、関係省庁・経済団体との連携、地域ごとのプラットフォームの活用等のあらゆるルートに通じた戦略的な広報を展開していくとしています。

◆社会保険適用拡大も？

さらに、関連施策として、次期年金制度改正に向けて短時間労働者等へのさらなる適用拡大が検討されています。就職氷河期世代やひきこもり状態にある人の就労支援や職業的自立の促進等につながるため改正が期待されます。

【内閣府「就職氷河期世代支援プログラム関連参考資料（内閣府）」】
https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2019r/0611/shiryo_01.pdf
【厚生労働省「就職氷河期世代確約支援プラン」】
https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000513529.pdf

６月の税務と労務の手続期限［提出先・納付先］

3 日
○ 労働保険の年度更新手続の開始＜7 月 10 日まで＞
［労働基準監督署］

10 日
○ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
［郵便局または銀行］
○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
［公共職業安定所］
○ 特例による住民税特別徴収税額の納付
［郵便局または銀行］

7 月 1 日
○ 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第 1 期分＞
［郵便局または銀行］
○ 健保・厚年保険料の納付
［郵便局または銀行］
○ 健康保険印紙受払等報告書の提出［年金事務所］
○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出［公共職業安定所］
○ 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞
［公共職業安定所］

雇入時及び毎年一回
○ 健康診断個人票［事業場］